

議案第 3 2 号

みよし市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を改正するため必要があるからである。

みよし市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

みよし市消防団員等公務災害補償条例（昭和４４年三好町条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「８，９００円」を「９，１００円」に改める。

別表中「１２，４４０」を「１２，５００」に、「１３，３２０」を「１３，３５０」に、「１０，６７０」を「１０，８００」に、「１１，５５０」を「１１，６５０」に、「８，９００」を「９，１００」に、「９，７９０」を「９，９５０」に改める。

附 則

（施行期日等）

- １ この条例は、公布の日から施行し、改正後のみよし市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。

（経過措置）

- ２ 新条例第５条第２項及び別表の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じたみよし市消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

みよし市消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行																																						
（補償基礎額） 第5条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1） 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 （2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には9,100円とする。 ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは1万4,200円を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。 3以下 略 別表 補償基礎額表（第5条関係） <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>円 12,500</td><td>円 13,350</td><td>円 14,200</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,800</td><td>11,650</td><td>12,500</td></tr><tr><td>部長・班長及び団員</td><td>9,100</td><td>9,950</td><td>10,800</td></tr></table> 備考 略	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200	分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500	部長・班長及び団員	9,100	9,950	10,800	（補償基礎額） 第5条 略 2 同左 （1） 同左 （2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には8,900円とする。 ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは1万4,200円を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。 3以下 略 別表 補償基礎額表（第5条関係） <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>円 12,440</td><td>円 13,320</td><td>円 14,200</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,670</td><td>11,550</td><td>12,440</td></tr><tr><td>部長・班長及び団員</td><td>8,900</td><td>9,790</td><td>10,670</td></tr></table> 備考 略	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	円 12,440	円 13,320	円 14,200	分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440	部長・班長及び団員	8,900	9,790	10,670
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200																																				
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500																																				
部長・班長及び団員	9,100	9,950	10,800																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	円 12,440	円 13,320	円 14,200																																				
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440																																				
部長・班長及び団員	8,900	9,790	10,670																																				